

参考

○久喜市市営住宅条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 202 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)
- 第 1 章の 2 整備基準(第 3 条の 2—第 3 条の 15)
- 第 2 章 市営住宅の管理(第 4 条—第 42 条)
- 第 3 章 社会福祉事業に係る使用(第 43 条—第 46 条)
- 第 4 章 補則(第 47 条—第 52 条)

附則

第 1 章 総則

(設置)

第 1 条 公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。)に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸する住宅として、市営住宅及び共同施設を設置する。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (2) 共同施設 法第 2 条第 9 号に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。)第 1 条第 3 号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅の借上げ 市営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することをいう。
- (5) 市営住宅建替事業 市が施行する法第 2 条第 15 号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(名称、位置等)

第 3 条 市営住宅の名称、位置、戸数及び規格並びに共同施設の位置、種類及び規模は、市長が定める。

第 1 章の 2 整備基準

(健全な地域社会の形成)

第 3 条の 2 市営住宅及び共同施設の整備に当たっては、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮するものとする。

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 市営住宅及び共同施設の整備に当たっては、安全、衛生、景観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるようにするものとする。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 市営住宅及び共同施設の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

(位置の選定)

第3条の5 市営住宅及び共同施設の敷地(以下「敷地」という。)の位置の選定に当たっては、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮するものとする。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(住棟等の基準)

第3条の7 住棟その他の建築物の配置に当たっては、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮するものとする。

(住宅の基準)

第3条の8 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うための措置を講ずるものとする。

(住戸の基準)

第3条の9 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。

2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。

3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。

(共用部分)

第3条の11 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第3条の12 第3条の8第2項から第5項まで、第3条の9第3項及び前2条の規定は、法第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ(市営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除く。)に係る市営住宅については、適用しない。

(附帯施設)

第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。

(緑地)

第3条の14 緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。

(通路)

第3条の15 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造とし、合理的に配置するものとする。

2 通路における階段には、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路を設けるものとする。

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 久喜市公告式条例(平成22年久喜市条例第5号)に規定する掲示場への掲示
- (2) 回覧又は市の発行する広報紙
- (3) 市が開設する公式ホームページ

2 前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、入居の申込みの方法、入居予定者の選考の方法、入居時期その他必要な事項を公表する。
(公募によらない入居)

第5条 市長は、次に掲げる事由のいずれかに係る者を公募によらないで、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市が公募しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。
(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならぬ。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。この項、第11条第5号及び第14条において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障がいがある

ために當時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあっては、この限りでない。

- ア 60歳以上の者
- イ 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が次の(ア)から(ウ)までの障がいの種類に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)まであるもの
- (ア) 身体障がい 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
- (イ) 精神障がい(知的障がいを除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級まで
- (ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度
- ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1表ノ3の第1款症であるもの
- エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
- カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下クにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(ア)又は(イ)に該当するもの
- (ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第

5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) その者の収入がアからカまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからカまでに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が次の(ア)、(イ)又は(ウ)に掲げる障がいの種類に応じ、それぞれ(ア)、(イ)又は(ウ)に定める程度であるものがある場合 214,000円

(ア) 身体障がい 前号イ(ア)に規定する程度

(イ) 精神障がい(知的障がいを除く。) 精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

(ウ) 知的障がい (イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

イ 入居者又は同居者に前号ウ、エ、カ又はキに該当する者がある場合 214,000円

ウ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

エ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

オ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

カ アからオまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 市内に1年以上住所又は勤務場所を有する者であること。

(4) 市税を現に完納している者であること。

(5) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項第1号ただし書の身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けうることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 市長は、入居の申込みをした者が第1項第1号ただし書の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者に該当するかどうかを判断しようとする場合は、久喜市市営住宅入居者選考委員会に諮るものとする。

(入居者の資格の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、法第24条第1項、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第21条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者(前条第1項第5号に該当しない者を除く。)は、市営住宅に入居することができる者とする。

2 前条第1項第2号才に掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害発生により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び承認)

第8条 市営住宅に入居しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に入居の申込みをしなければならない。

(入居予定者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居の予定者(以下「入居予定者」という。)の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者
(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者
 - (6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号のいずれかに該当する者について住宅に困窮する実情を調査し、久喜市市営住宅入居者選考委員会に報告するものとする。
- 3 市長は、久喜市市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて入居予定者を選定する。

(入居補欠者)

第 10 条 市長は、前条の規定により入居予定者を選考する場合においては、入居予定者のほかに順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を久喜市市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定めることができる。

2 市長は、入居予定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから、その順位に従い入居予定者を選定するものとする。

(入居予定者の選定の特例)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に限り、前 2 条の規定の例により入居予定者を選定することができる。

(1) 第 5 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事由のいずれかに係る者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で、現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの

(3) アからエまでのいずれかに該当する者のみと現に同居し、又は同居しようとする 60 歳以上の者

ア 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)

イ 18 歳未満の親族

ウ おおむね 60 歳以上の親族

エ 次号アからエまでのいずれかに該当する親族

(4) アからエまでのいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障がいがある者として記載されている者で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号の 1 級から 4 級までであるもの

イ 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障がいの程度が恩給法別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 表ノ 3 の第 1 款症であるもの

ウ 精神障がい者(知的障がい者を除く。)でその障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級であるもの

エ 知的障がい者でその知的障がいの程度がウに規定する精神障がいの程度に相当する程度であるもの

(5) 前号アからエまでのいずれかに該当する親族と現に同居し、又は同居しようとする者

(6) 前各号に該当する者のほか、市長が特に住宅に困窮していると認める者

(入居手続等)

第 12 条 第 8 条第 1 項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、当該承認を受けた日から 10 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 入居権利者と同程度以上の収入を有する者で市長が適當と認める連帯保証人が連署した請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。
 - (2) 第 20 条第 1 項の規定により敷金を納付すること。
- 2 入居権利者は、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続(以下この条において「入居手続」という。)をすることができないときは、市長が別に指示する期間内に入居手続をしなければならない。
- 3 市長は、入居権利者が前 2 項に規定する期間内に入居手続をしないときは、第 8 条第 1 項の承認を取り消すことができる。
- 4 市長は、入居権利者が入居手続をしたときは、速やかに、その者に対し、市営住宅への入居可能日を通知するものとする。
- 5 入居権利者は、前項の規定により通知した入居可能日から 15 日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第 13 条 入居権利者が連帯保証人を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、連帯保証人について次の各号のいずれかに定める事実が発生した場合に準用する。
- (1) 住所又は居所の不明
 - (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判
 - (3) 失業その他の事由による保証能力の著しい減少又は喪失
 - (4) 死亡

(同居の承認)

第 14 条 入居権利者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、同居の承認をすることができる。
- (1) 入居権利者の配偶者
 - (2) 入居権利者の一親等の親族で、現に住宅に困窮し、又は入居権利者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められるもの
 - (3) 入居権利者又は同居者の介護その他の特別の事情により、入居権利者と同居する必要があると認められる者

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、同居の承認をしないものとする。
- (1) 同居しようとする者の収入を加えた入居権利者に係る収入が第6条第1項第2号に規定する金額を超える場合
 - (2) 入居権利者が第42条第1項各号のいずれかに該当する場合
 - (3) 同居しようとする者が暴力団員である場合
- (入居権利者の地位の承継)

第15条 入居権利者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居権利者と同居していた者が当該入居権利者の地位を承継しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の地位の承継をしようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、入居権利者の地位の承継の承認をすることができる。

- (1) 入居権利者の配偶者
- (2) 入居権利者の一親等の親族で次のいずれかに該当するもの
 - ア 60歳以上の者
 - イ 第11条第4号に該当する者
 - ウ その他特別の事情があると認められる者

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居権利者の地位の承継の承認をしないものとする。

- (1) 地位の承継をしようとする者に係る収入が令第9条第1項に規定する金額を超える場合
- (2) 入居権利者が第42条第1項各号のいずれかに該当する者であった場合
- (3) 地位の承継をしようとする者が入居権利者と同居していた期間が1年に満たない場合
(入居権利者の入居時から引き続き同居している場合を除く。)
- (4) 地位の承継をしようとする者が暴力団員である場合

- 4 第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた者と同程度以上の収入を有する者で市長が適当と認める連帯保証人が連署した請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

(家賃額の決定)

第16条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された入居権利者の収入(同条第3項の規定により更正された場合は、その更正後の収入。第18条第1号、第30条第1項、第32条第1項及び第33条第1項において同じ。)及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、令第2条

に規定する方法により、市長が定める。ただし、次条第1項の規定による収入の申告がない場合において、第38条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、入居権利者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して、令第3条に規定する方法により、毎年度、市長が定める。
- 3 市長は、市営住宅の入居権利者(介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者その他の公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第8条各号に掲げる者に該当する者に限る。以下この項、第32条第2項及び第35条第2項において同じ。)が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、第38条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した市営住宅の入居権利者の収入(第32条第2項及び第35条第2項において「市長が把握した入居権利者の収入」という。)及び当該市営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

- 第17条 入居権利者は、毎年度、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居権利者に通知するものとする。
 - 3 入居権利者は、前項の認定について、市長に対し、意見を述べることができる。この場合において、市長は、当該意見が正当であると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

- 第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、家賃(第32条並びに第35条第1項及び第2項の規定による家賃を含む。以下この条、次条、第41条及び第42条において同じ。)の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 市営住宅に入居している入居権利者(以下「入居者」という。)の前条第2項の規定により認定された収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者の収入が年度の途中で失業等により著しく減少したとき。
- (3) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。

(4) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(5) 前各号に規定する場合に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第 19 条 家賃は、第 12 条第 4 項の規定により通知した入居日から市営住宅を明け渡した日(第 34 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定により明渡しを請求した場合はその明渡し期限の日又は明渡しをした日のいずれか早い日、第 42 条第 1 項の規定により明渡しを請求した場合はその請求の日)までの間、徴収する。

2 家賃は、毎月 25 日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡す日)までに、その月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。

4 入居者が第 29 条第 1 項に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日まで家賃を徴収する。

(敷金)

第 20 条 市長は、入居権利者から入居時の家賃の 3 月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。この場合において、市長は、特別の事情があると認めるときは、当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

2 前項に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した後、本人の請求によりこれを還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、当該敷金からこれらに相当する額を控除する。

3 敷金には、利子を付さない。

(修繕費用の負担)

第 21 条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(次条第 4 号に掲げる費用を除く。)は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第 22 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び水道の料金並びに下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設の使用及び維持に要する費用

(4) 疊の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(迷惑行為の禁止)

第 23 条 入居者は、他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(入居者の保管義務)

第 24 条 入居者は、当該市営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

(不使用の届出)

第 25 条 入居者が当該市営住宅を引き続き 15 日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸等の禁止)

第 26 条 入居権利者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更の禁止)

第 27 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え、増築等の禁止)

第 28 条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の承認をする場合において、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うべきことを条件とするものとする。

(明渡し前の検査等)

第 29 条 入居者は、当該市営住宅を明け渡そうとするときは、15 日前までに市長に届け出て、第 47 条第 1 項の住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならぬ。

2 入居者が前条第 1 項ただし書の承認を得て当該市営住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは改築したときは、前項の検査を受けるまでに、自己の費用でこれを原状に復しなければならない。

(収入超過者の認定等)

第 30 条 市長は、引き続き 3 年以上市営住宅に入居している入居権利者の第 17 条第 2 項の規定により認定した収入の額が第 6 条第 1 項第 2 号に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 第 17 条第 3 項の規定は、前項の認定について準用する。

(明渡し努力義務)

第 31 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた入居権利者(以下「収入超過者」という。)は、当該市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者等の家賃)

第 32 条 収入超過者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、毎年度、第 17 条第 2 項の規定により認定された当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第 8 条第 2 項に規定する方法により、市長が定める。

2 市長は、引き続き 3 年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第 17 条第 1 項に規定する収入の申告をすること及び第 38 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、市長が把握した入居権利者の収入の額が第 6 条第 1 項第 2 号に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、第 16 条第 3 項及び前項の規定にかかわらず、市営住宅の入居権利者の市営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項で定めるところにより、市長が把握した入居権利者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(高額所得者の認定等)

第 33 条 市長は、引き続き 5 年以上市営住宅に入居している入居権利者の第 17 条第 2 項の規定により認定した収入の額が最近 2 年間引き続き令第 9 条第 1 項に規定する金額を超えるときは、その旨を認定し、当該入居権利者に通知するものとする。

2 前項の入居権利者に配偶者以外の同居者がある場合における同項の収入の額の算出については、令第 9 条第 2 項に定めるところによる。
3 第 17 条第 3 項の規定は、第 1 項の認定について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第 34 条 市長は、前条第 1 項の規定による通知を受けた入居権利者(以下「高額所得者」という。)に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
3 市長は、第 1 項の規定により請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その者の申出により、明渡しの期限を延長することができる。
(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の事由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
(4) その他前 3 号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者等の家賃等)

第35条 高額所得者が当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第16条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

- 2 引き続き5年以上市営住宅に入居している市営住宅の入居権利者について、第17条第1項に規定する収入の申告をすること及び第38条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認める場合であつて、市長が把握した入居権利者の収入の額が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超え、当該市営住宅に引き続き入居しているときは、当該市営住宅の毎月の家賃は、第16条第3項、第32条第2項及び前項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。
- 3 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者で同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さないものは、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
- 4 第18条及び第19条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する金銭について準用する。

(住宅のあっせん等)

第36条 市長は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があつた場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間の通算)

第37条 法第24条第1項の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者が他の市営住宅に入居した場合における第30条、第32条第2項、第33条及び第35条第2項の規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

- 2 第40条の規定による申込みをした者が市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合における第30条及び第33条の規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第38条 市長は、第16条第1項若しくは第3項若しくは第32条の規定による家賃の決定、第18条(第35条第4項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭

の減免若しくは徴収の猶予、第 20 条第 1 項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 34 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 36 条の規定によるあっせん等又は第 40 条の規定による市営住宅への入居の措置に關し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記載させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前 2 項の規定により職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
(建替事業による明渡し請求)

第 39 条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い必要があると認めるときは、法第 38 条第 1 項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。

- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
(建替事業により新たに整備される市営住宅への入居)

第 40 条 前条第 1 項の規定による請求を受けた者が、法第 40 条第 1 項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(建替事業等に係る家賃の特例)

第 41 条 市長は、法第 40 条第 1 項の規定により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合又は法第 44 条第 3 項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 16 条第 1 項若しくは第 3 項、第 32 条又は第 35 条第 1 項の規定にかかわらず、令第 12 条に規定する方法により、当該入居者の家賃を減額するものとする。

(不正入居者等に対する明渡し請求)

第 42 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を 3 月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 入居者が正当な理由によらないで 15 日以上市営住宅を使用しないとき。
- (5) 入居者が第 14 条又は第 23 条から第 28 条までの規定に違反したとき。
- (6) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

- (7) 前各号に掲げる場合のほか、入居者がこの条例又はこれに基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
 - (8) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
 - 3 第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、入居した日から当該請求を受けた日までの間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払った家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
 - 4 第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を受けた者は、当該請求を受けた日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を支払わなければならない。
 - 5 市長は、第1項第8号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知するものとする。

第3章 社会福祉事業に係る使用

(社会福祉法人等に対する使用許可)

第43条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年／厚生省／建設省／令第1号)第2条各号に掲げる者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同令第1条各号に掲げる事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認めるときは、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、社会福祉法人等に対し、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

(社会福祉事業等に係る使用料)

第44条 前条第1項の許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を毎月25日までに支払わなければならない。

- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から家賃に相当するものとして徴収する金銭の額の合計は、前項に規定する額を超えてはならない。

(報告の請求)

第45条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、市営住宅を使用している社会福祉法人等に対し、当該市営住宅の使用状況について報告を求めることができる。

(使用許可の取消し)

第 46 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 43 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が第 43 条第 2 項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) その他市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。

第 4 章 補則

(住宅監理員及び住宅管理人)

第 47 条 住宅監理員は、市長がその職員のうちから任命する。

- 2 住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて修繕すべき箇所の報告等及び入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、市長が定める。

(立入検査)

第 48 条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その職務を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(承認等に関する意見聴取)

第 49 条 市長は、次に掲げる場合は、市営住宅に入居しようとする者若しくは現に同居し、若しくは同居しようとする者又は入居者若しくは同居者に関し、暴力団員に該当する事実の有無について、関係機関の意見を聞くことができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の承認をしようとする場合
- (2) 第 14 条若しくは第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定による承認又は第 42 条第 1 項の規定による請求をしようとする場合において、市長が必要と認めるとき。

(久喜市市営住宅入居者選考委員会の設置)

第 50 条 市長は、入居予定者の選考等に関する事項を審議するため、久喜市市営住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会の職務、組織等に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 51 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 52 条 市長は、入居者が詐欺その他不正の行為により家賃又は敷金の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の久喜市市営住宅条例(平成 9 年久喜市条例第 20 号)又は栗橋町町営住宅条例(平成 9 年栗橋町条例第 16 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 24 年 3 月 23 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日条例第 24 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 入居者が平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上である者(この条例の施行の日において 60 歳以上である者を除く。)であり、かつ、同居者のいずれもが 18 歳未満の者又は同月 1 日前に 50 歳以上である者(この条例の施行の日において 60 歳以上である者を除く。)は、改正後の第 6 条第 1 項第 2 号ウに該当する者とみなす。

附 則(平成 25 年 12 月 27 日条例第 63 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日条例第 22 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 9 日条例第 12 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

○久喜市市営住宅条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 204 号

(市営住宅の名称、位置等)

第 1 条 久喜市市営住宅条例(平成 22 年久喜市条例第 202 号。以下「条例」という。)第 3 条の市営住宅の名称、位置、床面積及び戸数、建設年度、構造並びに階数及び棟数は、別表に定めるとおりとする。

(入居の申込み)

第 2 条 条例第 8 条第 2 項の入居の申込み(以下「入居申込み」という。)をしようとする者(条例第 5 条各号に掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者を除く。)は、市営住宅入居申込書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が久喜市個人番号の利用に関する条例(平成 27 年久喜市条例第 39 号。以下「個人番号利用条例」という。)第 4 条第 3 項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報(個人番号利用条例第 2 条第 2 号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- (1) 入居申込みをしようとする者及びその者と現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)に係る住民票の写し
 - (2) 所得証明書その他収入(条例第 2 条第 3 号に規定する収入をいう。第 5 条第 2 号及び第 12 条第 1 項第 1 号において同じ。)の額を証する書類
 - (3) 現に住宅に困窮している事実を証する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第 5 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事由のいずれかに係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者は、市営住宅入居申込書に前項各号に掲げる書類のほか、条例第 5 条第 1 号から第 6 号までに掲げる事由のいずれかに係る者であることを証する書類(条例第 7 条第 1 項の規定により市営住宅に入居することができる者とされた者にあっては、その者であることを証する書類)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第 4 条第 3 項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。
- 3 入居申込みをしようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前 2 項の書類のほか、それぞれ当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、提出しなければならない書類が前 2 項の書類と同一であるときは、この限りでない。
- (1) 条例第 11 条第 1 号から第 3 号までに該当する者 その者であることを証する書類
 - (2) 条例第 11 条第 4 号アに該当する者 身体障害者手帳の写し

- (3) 条例第 11 条第 4 号イに該当する者 戦傷病者手帳の写し
 - (4) 条例第 11 条第 4 号ウに該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写し又は精神障害を支給事由とする年金たる給付を現に受けていることを証する書類の写し
 - (5) 条例第 11 条第 4 号エに該当する者 児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長、精神保健福祉センターの長又は精神科の診療に経験を有する医師の発行する証明書
 - (6) 条例第 11 条第 5 号に該当する者 現に同居し、又は同居しようとする親族に係る第 2 号から前号までのいずれかに定める書類
 - (7) 第 5 条各号のいずれかに該当する者 その者であることを証する書類
- 4 条例第 5 条第 7 号に掲げる事由に係る者として公募によらない入居申込みをしようとする者にあっては市営住宅入居替え申込書(様式第 2 号)にそれぞれ市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第 4 条第 3 項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

(選考結果等の通知)

第 3 条 市長は、申込者(前条第 1 項の規定により入居申込みをした者に限る。以下この条において同じ。)のうちから入居の予定者(以下「入居予定者」という。)の選考をしたときは、申込者に当該申込者に係る結果を通知するものとする。

(入居承認書の交付)

第 4 条 市長は、条例第 8 条第 1 項の承認をしたときは、申込者に対し、市営住宅入居承認書(様式第 3 号)を交付するものとする。

(特に住宅に困窮していると認める者)

第 5 条 条例第 11 条第 6 号の市長が特に住宅に困窮していると認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 12 年法律第 16 号)附則第 4 条によりなおその効力を有するとされる(旧)炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和 34 年法律第 199 号)第 8 条から第 9 条の 2 までの規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けて所持している者で、次のいずれかに該当するもの
 - ア (旧)炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第 23 条第 1 項第 2 号に規定する宿舎に現に入居している者
 - イ アに掲げる宿舎に入居したことのない者で、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 17 条に規定する職業紹介活動として公共職業安定所の長の行う職業紹介により就職した後 2 年を経過していないもの
- (2) 収入が 3 万 3,000 円以下である者

- (3) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項の被保護者で、同法第 19 条第 1 項に規定する保護の実施機関の推薦を受けたもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 2 条の規定により被爆者健康手帳の交付を受けて所持している者
- (5) 3 人以上の満 18 歳に満たない者と現に同居し、又は同居しようとする者
- (6) 前各号に該当する者のほか、実情等により市長が特に認めたもの

(請書)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項第 1 号の請書の様式は、市営住宅入居請書(様式第 4 号)のとおりとする。

2 前項の請書には、条例第 12 条第 1 項第 1 号の連帯保証人(第 9 条第 1 項において「連帯保証人」という。)の印鑑証明書及び源泉徴収票、所得証明書その他の収入の額を証する書類を添付しなければならない。

(入居可能日の通知)

第 7 条 条例第 12 条第 4 項の規定による通知は、市営住宅入居可能日通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

(入居完了届)

第 8 条 条例第 8 条第 1 項の承認を受けた者(以下「入居権利者」という。)は、市営住宅に入居を完了したときは、当該入居を完了した日から 7 日以内に市営住宅入居完了届(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(連帯保証人の変更手続)

第 9 条 入居権利者は、条例第 13 条第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。第 3 項において同じ。)の規定により連帯保証人の変更について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅連帯保証人変更承認申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

2 第 6 条第 2 項の規定は、前項の市営住宅連帯保証人変更承認申請書について準用する。

3 条例第 13 条第 1 項の承認は、その申請をした者に対し、市営住宅連帯保証人変更承認書(様式第 8 号)を交付して行うものとする。

(同居の承認に係る手続)

第 10 条 入居権利者は、条例第 14 条第 1 項の規定により入居の際に同居した親族以外の者の同居について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅同居承認申請書(様式第 9 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第 4 条第 3 項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとときは、当該書類の添付を要しない。

(1) 入居権利者と同居させようとする者との関係を証する書類

- (2) 同居させようとする者の所得証明書その他収入の額を証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第 14 条第 1 項の承認は、その申請をした者に対し、市営住宅同居承認書(様式第 10 号)を交付して行うものとする。
- (入居権利者の地位の承継手続)
- 第 11 条 条例第 15 条第 1 項の規定により入居権利者の地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、当該入居権利者の死亡又は退去の後 30 日以内に市営住宅入居権利者地位承継承認申請書(様式第 11 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 入居権利者の死亡又は退去の事実を証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第 15 条第 1 項の承認は、その申請をした者に対し、市営住宅入居権利者地位承継承認書(様式第 12 号)を交付して行うものとする。
- 3 条例第 15 条第 4 項の請書の様式は、市営住宅入居請書(様式第 4 号)のとおりとする。
- 4 第 6 条第 2 項の規定は、前項の請書について準用する。
- 5 条例第 15 条第 4 項に規定する請書の提出は、同条第 1 項の承認を受けた日から 10 日以内に行わなければならない。

- (収入の申告等)
- 第 12 条 条例第 17 条第 1 項の規定による申告は、市長が別に定める期日までに、収入申告書(様式第 13 号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第 4 条第 3 項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。
- (1) 所得証明書その他収入の額を証する書類
 - (2) 条例第 6 条第 1 項第 2 号アに掲げる場合に該当する旨を証する書類(同号アに掲げる場合に該当する場合に限る。)
- 2 条例第 17 条第 2 項の規定による通知(条例第 30 条第 1 項又は条例第 33 条第 1 項の規定により認定をされた者に対する条例第 17 条第 2 項の規定による通知を除く。)は、収入額認定等通知書(様式第 14 号)により行うものとする。
- 3 入居権利者は、条例第 17 条第 3 項の規定により意見を述べようとするときは、書面を提出して行わなければならない。
- (家賃及び敷金の減免等)

- 第 13 条 条例第 18 条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第 20 条第 1 項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予を受けようとする者は、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第 15 号)にその理由を証する書類を添付して、市

長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第4条第3項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 市長は、条例第18条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は条例第20条第1項後段の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予をしたときは、その申請をした者に対し、市営住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)通知書(様式第16号)を交付するものとする。
(不使用届)

第14条 条例第25条の届出は、市営住宅不使用届(様式第17号)を市長に提出することにより行わなければならない。

(併用の承認)

第15条 市営住宅に入居している入居権利者(以下「入居者」という。)は、条例第27条ただし書の規定により市営住宅の併用について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅併用承認申請書(様式第18号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第4条第3項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 条例第27条ただし書の承認は、その申請をした者に対し、市営住宅併用承認書(様式第19号)を交付して行うものとする。

(模様替え等の承認)

第16条 入居者は、条例第28条第1項ただし書の規定により市営住宅の模様替え又は増築若しくは改築について市長の承認を受けようとするときは、市営住宅模様替え等承認申請書(様式第20号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第4条第3項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

- 2 条例第28条第1項ただし書の承認は、その申請をした者に対し、市営住宅模様替え等承認書(様式第21号)を交付して行うものとする。

(異動届)

第17条 入居者は、同居者に異動があったときは、当該異動のあった日から3週間以内に、市営住宅入居世帯異動届(様式第22号)に当該異動の事実を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が個人番号利用条例第4条第3項の規定によりこれらの書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるときは、当該書類の添付を要しない。

(明渡し届)

第18条 条例第29条第1項の規定による届出は、市営住宅明渡し届(様式第23号)により行わなければならない。

(収入超過者認定等の通知)

第 19 条 条例第 30 条第 1 項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、収入超過者認定等通知書(様式第 24 号)により行うものとする。

(高額所得者認定等の通知)

第 20 条 条例第 33 条第 1 項の規定による通知及び同項の規定により認定をされた者に対する条例第 17 条第 2 項の規定による通知は、高額所得者認定等通知書(様式第 25 号)により行うものとする。

(明渡し期限延長の申出)

第 21 条 条例第 34 条第 3 項の申出は、市営住宅明渡し期限延長申出書(様式第 26 号)にその理由を証する書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

(社会福祉法人等に対する使用許可)

第 22 条 条例第 43 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、市営住宅使用許可申請書(様式第 27 号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 43 条第 1 項に規定する許可をしたときは、その申請をした者に対し、市営住宅使用許可通知書(様式第 28 号)を交付するものとする。

(立入検査証)

第 23 条 条例第 48 条第 3 項の職務を示す証票は、立入検査証(様式第 29 号)のとおりとする。

(久喜市市営住宅入居者選考委員会の職務)

第 24 条 久喜市市営住宅入居者選考委員会(以下「委員会」という。)は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 条例第 6 条第 3 項の規定に基づく市営住宅への入居の適否
- (2) 条例第 9 条及び第 10 条に規定する入居予定者及び入居補欠者の選考
- (3) その他市長が必要と認める事項

(委員会の組織)

第 25 条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第 26 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 27 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 28 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 29 条 委員会の庶務は、建設部営繕課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市市営住宅条例施行規則(平成 9 年 久喜市規則第 35 号)又は栗橋町町営住宅条例施行規則(平成 10 年栗橋町規則第 5 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 28 年 6 月 10 日規則第 56 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 1 条関係)

名称	位置	床面積及び戸数	建設年度	構造	階数及び棟数
柳島団地	南 2 丁目 119 番地 1	52.62m ² 9 戸 49.05m ² 9 戸	昭和 48 年	鉄筋コンクリート造	3 階建 1 棟
松永団地	松永 60 番地	31.47m ² 10 戸	昭和 44 年	プレハブ簡易耐火構造	平屋建 2 棟
		36.52m ² 5 戸	昭和 45 年	プレハブ簡易耐火構造	平屋建 1 棟
		42.74m ² 5 戸	昭和 45 年	プレハブ簡易耐火構造	2 階建 1 棟

○久喜市審議会等の会議の公開に関する条例

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 26 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づく市民の知る権利にのっとり、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営及び市民の市政への参加をより一層促進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の実現を推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第 2 条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知識等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議の公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、これを公開する。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等(審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。)を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とすることができる会議)

第 5 条 第 3 条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 法令又は条例の規定により、公にすることができないとされている事項
- (2) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

- ア 法令その他の定めにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている事項
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項
 - ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員の氏名に係る部分であって、公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの
- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する事項又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市及び国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 市又は国等が行う事務事業に関する事項であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(6) 公にすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある事項

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関は、審議会等を開催するに当たっては、次に掲げる事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催の日時及び場所

(3) 会議の議題

(4) 会議の全部又は一部を非公開とする場合の措置とその理由等

(5) 傍聴の定員(会議を全部非公開とする場合は不要)

(6) 傍聴手続(会議を全部非公開とする場合は不要)

(7) 問い合わせ先

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに行うよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、審議会等の会議が非公開とされたときを除き、審議会等の会議を傍聴することができる。

(会議資料の配布又は閲覧)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、傍聴する者に会議資料(久喜市情報公開条例(平成22年久喜市条例第12号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を配布し、又は閲覧させなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について、会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

(運営状況の報告及び公表)

第11条 実施機関は、毎年1回、この条例の運営状況について公表しなければならない。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めところによるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

○久喜市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

平成 22 年 3 月 23 日

規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例(平成 22 年久喜市条例第 26 号。以下「条例」という。)第 13 条の規定に基づき、市長が行う審議会等の会議の公開に関する事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第 2 条 条例第 6 条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、久喜市市民参加条例施行規則(平成 22 年久喜市規則第 1 号)第 2 条に規定する方法で行うものとする。

2 審議会等を所管する課等(以下「所管課」という。)は、前項に規定する会議開催の事前公表を行ったときは、条例第 6 条第 1 項各号に規定する事項がわかるものを、速やかに公文書館に提出しなければならない。

(会議の傍聴等)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する傍聴の定員を決定するときは、開催場所を考慮して、できるだけ多くの市民が傍聴できるよう努めるものとする。ただし、あらかじめ例規で定員を定めている場合は、この限りでない。

2 条例第 6 条第 1 項第 6 号に規定する傍聴手続は、原則として先着順とする。ただし、審議会等の長が必要と認めるときは、抽選によることができる。

3 傍聴者は、審議会等の長の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議の進行の妨げになる行為をしてはならない。

(2) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしてはならない。

(3) 開催場所において撮影、録音その他これらに類する行為を行うときは、あらかじめ審議会等の長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定に違反するときは、速やかに開催場所から退場しなければならない。

(会議資料)

第 4 条 条例第 8 条に規定する会議資料は、原則として配布するものとする。ただし、配布するため相応の費用がかかるものや市が主体的に配布することが適当でないと認めるもの等については、傍聴人の閲覧に供することにより対応することができる。

2 前項本文に規定する配布資料は、会議終了後に、市のホームページに登載するよう努めるものとする。

(会議録)

第 5 条 条例第 9 条に規定する会議録は、会議概要(様式第 1 号)及び審議会等会議録(様式第 2 号)(以下これらを「会議録」という。)により、作成するものとする。

- 2 所管課は、審議会等の会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。
- 3 審議会等に諮問をしたとき又は審議会等から答申を受けたときは、当該会議の会議録に諮問書の写し及び答申書の写しを添付しなければならない。

(会議録の写しの閲覧等)

第6条 条例第10条に規定する会議録の写しは、前条第2項に規定する会議録(同条第3項に規定する添付資料を含む。以下この条において同じ。)作成後、速やかに公文書館に送付し、閲覧に供するものとする。

- 2 所管課は、前項に規定する会議録の写しを閲覧に供したときは、速やかに市のホームページに登載するものとする。この場合において、前条第3項に規定する添付資料については、市のホームページに登載するものとする。
- 3 第1項に規定する会議録の写しの閲覧期間は、当該会議録の写しに係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(運営状況の公表)

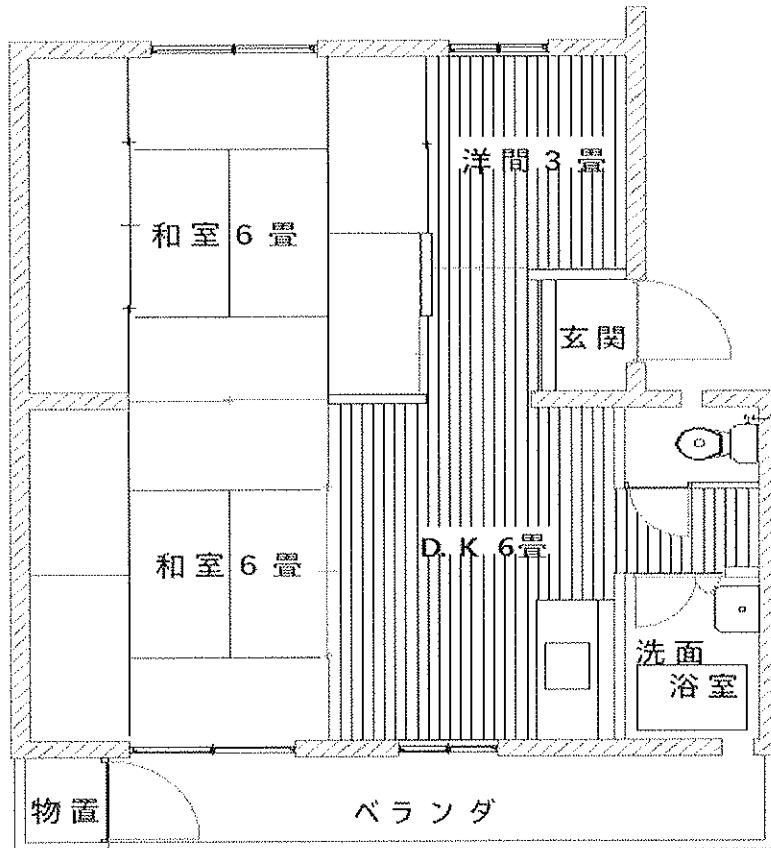
第7条 条例第11条の規定による運営状況の公表は、年度ごとの会議の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍聴人の数について、市の広報紙への掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

市営住宅の概要

団地名：柳島団地
所在地：久喜市南2丁目11番6号
建築年度：昭和48年（築45年）
敷地面積：1,270.94 m²
建築面積：915.11 m²
構造：鉄筋コンクリート造3階建
標準家賃：14,400円
戸数・間取り等：104号室
2UDK（6畳、6畳、ユーティリティールーム、ダイニングキッチン）
床面積 52.62 m²



久喜市市営住宅柳島団地

